

## 別紙

- 1 主治医意見書料は、在宅・施設、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在 宅	施 設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

- 2 主治医がなく主訴もない者が要介護認定申請を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。なお、その際の単価については以下のとおりとする。

○基本的な診察

区 分	費 用 額
初診料相当額	2,820円

- 末梢血液一般検査、血液化学検査、尿検査、胸部エックス線検査の具体的な範囲は、以下のとおりとする。ただし、この表に示すものは各項目とも上限である。したがって、請求にあたっては実際に行った検査費用のみを請求することとし、例えば血液化学検査において5項目のみ実施した場合、診療報酬単価を用いて積算した費用（5～7項目 930円・8～9項目 990円）の請求となる。

検 査 項 目	費 用 額 の 上 限	
血液採取（静脈）	200円	
末梢血液一般検査	210円	
血液学的検査判断料	1,250円	
血液化学検査（10項目以上）	1,170円	
生化学的検査（I）判断料	1,440円	
尿中一般物質定性判定量検査	260円	
単純撮影	アナログ撮影	600円
	デジタル撮影	680円
写真診断（胸部）	850円	
フィルム（大角）	117円	

（平成26年4月1日より）

- （注）原則として、寝たきりや主訴があり、医療が必要なものについては、提供されている医療に基づき意見書を記載するものであり、往診が行われた場合についてもその費用は医療保険の対象である。一方、寝たきり等がない者については、通常、医療機関を受診することは可能であると考えられるので、意見書の記載のみを目的として、市町村が指定する医師が、診断を受ける者のために申請者宅等を訪問することは想定していない。

ただし、例外的には、医療を受けることを拒否している寝たきり等の申請者を医師が訪問する必要が生じる場合があり、この場合は、意見書記載にかかる費用、初診料に相当する費用及び上記の検査に要する費用についてのみ事務費交付金の対象とし、交通費に相当する費用等それ以外の費用が生ずる場合であっても、当該費用は申請者の自己負担とする。